民間資金等活用事業推進委員会第7回 計画部会 提出資料



平成29年4月21日

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書のポイント

1. 「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

【平成29年3月22日 公表】

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来的な住民サービスの確保が困難となる懸念。
- 各公営企業は、公営企業会計の適用、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、当該事業の必要性と担い手のあり方について、「抜本的な改革」の検討を行うことが必要。
- 〇「抜本的な改革」の検討において、各公営企業は、①事業そのものの必要性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性、③経営形態(事業規模・範囲・担い手)の3つの観点から整理を行い、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等(※1)及び民間活用という4つの方向性を基本として、改革の検討が必要。

2. 水道•下水道事業

○ 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用を検討。

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが 重要。
- 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

独立採算型指定管理者の事例

〇 大阪城公園は、平成27年4月からパークマネジメント事業を導入し、PMO(6社共同体)が公園管理とともに新たな魅力ある施設の整備や既存施設の活用を実施し、観光拠点化を推進する。

〈大阪市の取組事例:大阪城公園パークマネジメント事業〉

【取組】

・民間主体の事業者が大阪城公園全体を総合的かつ戦略的に一体管理するパークマネジメント(PMO)事業を導入

【指定管理者】

大阪城パークマネジメント共同事業体

(代表:大阪城パークマネジメント株式会社他5社)

【指定期間】

平成27年7月1日から平成47年3月31日まで(20年間)

【業務内容】

- ・施設の管理運営・維持管理
- · 魅力向上事業

(既存公園施設の改修・改築・新設、イベント実施)

【効果】

- ・園内交通システム運行、飲食施設等の整備、イベント実施などの魅力向上事業実施による利用者サービスの向上。
- ・事業収益を公園全体の管理運営に還元し、一体的マネジメントにより維持管理し、独立採算の管理運営を行う。
- ・平成24年度実績に対し、平成27年度は約2億3500万円の 収支改善となった。

【納付金】

•基本納付金: 2億2600万円

・変動納付金:事業利益の7%を還元



独立採算型指定管理者の事例

○ 公共施設の運営について民間ノウハウをより効果的に活用する観点から、利用料金制度を導入し、 かつ、独立採算を達成している事例。収益性の高い施設類型に多いが、民間事業者の参画を得て、か つ、意欲的な施設運営を引き出すためには、利用料金や納付金の設定方法に工夫が必要。

〈宿泊施設への納付金制度導入/広島市〉

【取組】

- ・ 平成21年、老朽化等による利用者減少等を踏まえ、建替え を決めるとともに、民間ノウハウによる高いサービスと安定経 営を目的として、指定管理者制度に移行。
- ・ 利用料金で十分採算がとれるとの予測から、建替え費用の 起債償還額回収のため、固定納付下限額及び売上に応じた 歩合制を設定。
- 県外所在の事業者が指定を受けて運営管理。

【効果】

- ・ 導入前と比較して、特別会計歳出2億3800万円程度を削減 し、さらに、4100万円超の納付金(平成27年度実績)を確保。
- ・ 利用者アンケート調査 では、約8割強の高い満 足度を得ている。
- ・歩合制を用いることで、 指定管理者のリスク軽 減、売上増へのインセン ティブ確保。



〈展示場施設への納付金制度導入/栃木県〉

【取組】

- ・ 平成18年度、指定管理者制度を導入し、納付金制度を設定。
- 毎年度の定額納付金のほか、指定管理者の提案により、 収支に応じた利益分配金を県に納付。指定管理料はゼロ。
- ・ 展示場の設置目的を果たすため、指定管理者の創意工夫で自主事業の実施が可能とした。

【効果】

- 導入前:施設管理費と利用料金収入を差引きすると、約 2,700万円を県が負担。(平成14年度から3年間の平均値)
- 導入後: 平成27年度実績では、定額納付金2,880万円、利益分配金567万円を確保。※利益分配金: 収支差額が600万円を超える場合、その超える部分の金額
- 県内産業の活性化に向けた自主事業を実施
- ①マロニエプラザ地域感謝祭
- |②とちぎ産業振興プロジェクト | 事業の支援
- ③経済団体活動支援事業
- (①~③は平成27年度実績)

